

高齢の方、障がいのある方のために

これからを備える無料相談会

高齢の方や障がいのある皆様を支えるご家族やご親戚、医療従事者・福祉事業者の皆様もご利用いただけます。

子供や親戚がなく、将来のことが心配でなりません。

財産は少なくとも、遺言は書いておいた方が良くないと聞いたことがあるけれど…

障がいのある子供のために、何かしらの対策を立てたいけど、どうしたら良いかわからない。



今は大丈夫だけど、もし、認知症になったら私の生活費の管理や身の回りの手続きを誰にお願いすれば良いのだろう。

私が万一の場合、後の手続きをしてくれる人がいなくて心配です。

まずは、話を聞いてもらって、どのような備えをすれば良いか教えて欲しい。

● 成年後見・遺言・相続・民事信託・その他、将来への備えについて等
弁護士とシニアパートナーズ スタッフが対応します。



弁護士：柏村隆幸

昭和56年に東京地検検事として検察官人生をスタートし、最高検察庁等を経て、山形地方検察庁に検事正として勤務した後、2010年に退官。2011年仙台合同公証役場公証人に就任。2022年2月 弁護士登録。主に成年後見、遺言、民事信託の分野において幅広い経験を有しています。趣味：渓流釣り、カラー魚拓の制作

無料相談開催日

● 10月18日(水) ● 11月15日(水) ● 12月13日(水)
● 1月24日(水) ● 2月21日(水) ● 3月27日(水)

開催場所

一般社団法人 シニアパートナーズ 相談室

お申し込み、お問い合わせ

一般社団法人
 シニアパートナーズ

電話：0224-86-4234 (平日9時～17時)

住所：宮城県柴田郡大河原町新南28番地10

申込方法 上記の日にちと①～④の時間帯をお選びいただき、電話にてお申し込みください。(先着順)

① 9:30～10:30 ② 11:00～12:00
③ 13:30～14:30 ④ 15:00～16:00

※ ご予約は前日までにお願い致します。

ご挨拶

一般社団法人シニアパートナーズは2013年(平成25年)に法人後見人等受任法人として設立され、今年の7月で10周年を迎えました。これまで出会い、支えてくださった皆様に法人を代表し、心から感謝を申し上げます。

おかげさまで、私たちは仙台家庭裁判所管内(仙台・大河原・石巻)・秋田(大館)家庭裁判所管内での法定後見(後見・保佐・補助)受任件数は84件、宮城・秋田・福島県での任意後見契約数は162件となりました。(設立から令和5年7月末現在の実績)

思い返しますと私たちは法人設立当初より一人でも多くの方々からのご期待に応えなければという一心で皆様と共に歩み、皆様に寄り添いながら活動してまいりました。その地道な積み重ねの10年は、とても充実してあっという間の出来事でした。

「共に寄り添い、つながっている安心を」

大切な将来に不安や悩みを感じたら、気軽に私たちにお話してみてください。

ほんの少しでも、前向きになることが出来たなら、それが私たちシニアパートナーズとの「縁(えにし)」の始まりです。

令和5年9月吉日

一般社団法人シニアパートナーズ
代表理事 鈴木佳寿

早いもので、シニアパートナーズさんとのお付き合いは10年余になります。一般社団法人シニアパートナーズの設立に当たり、公証人として、その定款認証手続きに関与したことがきっかけでした。法人の代表理事になる人はお坊さんであり、しかも私の生家が檀家となっている寺と同じ宗派だと聞き、「何かのご縁かな。さて、どんな活動をする法人なのだろう?」と興味を抱きました。代表理事である鈴木さんにも直接お会いし、活動目的をお聞きしたり、最近のお寺事情や、さらにはお布施の金額の決め方が不透明なのではないでしょうか、などと失礼なことまで色々お話ししたことを覚えています。

法務局での登記など法人設立手続きも無事に終わり、シニアパートナーズは船出しましたが、その後の活動はまさに山あり谷ありであったと拝察します。しかし、鈴木さんはじめ職員の皆様の誠実かつ地道なご努力により、試行錯誤しながらもシニアパートナーズは着実に成長を続け、宮城県のみならず、周りの県にお住まいの方々からも厚い信用を得るに至っており、誠に喜ばしい限りです。

私が以前所属していた職場には、「被害者と共に泣く」という言葉があります。犯罪によって被害者やその家族は様々な苦しみ、悲しみに遭遇しますが、職務遂行に当たってはその思いを共有しなさい、そして悲しいときは共に泣き、反対に嬉しいときには共にうれし泣きしなさい、という意味です。諸先輩から受け継ぎ、後輩たちに引き継いできた大切な言葉です。シニアパートナーズやそこで働く職員の皆様には、この言葉に込められたものと同じ精神、心意気があると思います。

社会の高齢化が進行中の我が国ですが、成年後見制度に対する理解はいまだ十分とは言い難く、制度の活用も限られている状況にあります。成年後見制度のさらなる充実と定着のため、今後一層のご奮闘、ご発展を祈念してやみません。

弁護士 柏村隆幸

交通のご案内



一般社団法人シニアパートナーズ

宮城県柴田郡大河原町新南28番地10
◇駐車場1台完備

電車をご利用の場合

「JR大河原駅」より、国道4号線方面へ直進、3つ目の信号を右折後、約200m直進。

- ・タクシーで約4分
- ・徒歩で約15分

乗用車をご利用の場合

国道4号線バイパスより「JR大河原駅」方向へ曲がり、1つ目の信号を左折後、約200m直進。